

自宅を中心に利用するサービス

介護サービスでは、自宅を中心に受けるサービスである「居宅サービス」と「地域密着型サービス」の二つがあります。「居宅サービス」には「訪問を受けるサービス」や「施設に通うサービス」など、さまざまな種類があります。「地域密着型サービス」は、原則として事業所のある市区町村の住民だけが利用できるサービスです。

※利用者負担は1～3割です。本冊子は1割の費用をめやすとして掲載しています。

介護保険サービスの種類

自宅を訪問してもらう P.17～19

- ◎訪問介護
- ◎定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ◎夜間対応型訪問介護
- ◎訪問入浴介護
- ◎訪問看護
- ◎訪問リハビリテーション
- ◎居宅療養管理指導

生活する環境を整える P.28～31

- ◎福祉用具貸与
- ◎特定福祉用具購入
- ◎居宅介護住宅改修

施設に通って受ける P.20～21

- ◎通所介護
- ◎地域密着型通所介護
- ◎認知症対応型通所介護
- ◎通所リハビリテーション

短期間施設に泊まる P.22

- ◎短期入所生活介護
- ◎短期入所療養介護

通いを中心とした複合的なサービス P.23

- ◎小規模多機能型居宅介護
- ◎看護小規模多機能型居宅介護

介護保険施設に移り住む P.26～27

- ◎介護老人福祉施設
- ◎介護老人保健施設
- ◎介護医療院

自宅から移り住んで利用する P.24～25

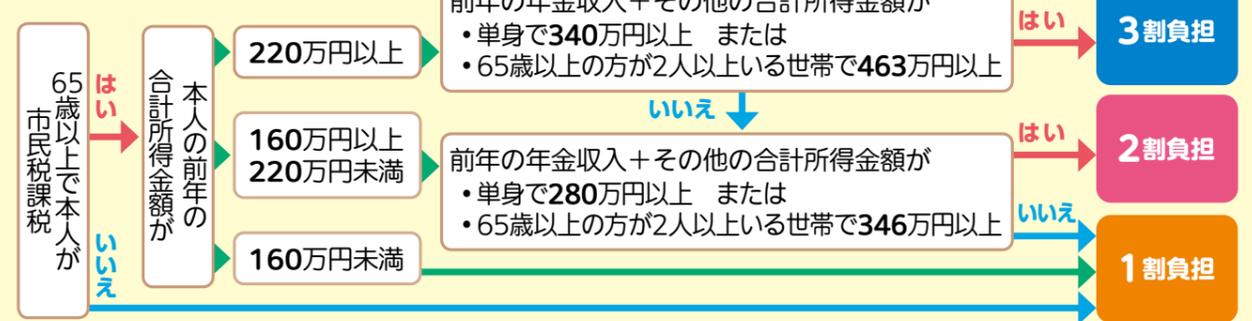
- ◎特定施設入居者生活介護
- ◎認知症対応型共同生活介護
- ◎地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

外出にお困りの方 P.32

市内の居宅サービス事業者一覧は介護保険課窓口で配布しているほか、介護保険課のホームページ (<https://www.city.nagasaki.lg.jp/fukushi/>) でも検索できます。

介護保険サービスの自己負担割合は、所得の状況などによって、1割、2割、3割のいずれかになります。

自己負担割合の判定基準



日常生活の手助けをしてもらう

要介護1～5 訪問介護(ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーなどに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。

〈身体介護中心〉

- 食事、入浴、排せつのお世話
- 衣類の交換 など

〈生活援助中心〉

- 居室の掃除、洗濯、買い物
- 食事の準備、調理 など

1回あたりのサービス費のめやす

	サービス費	利用者負担額
身体介護		
所要時間 30分以上 1時間未満の場合	3,951円	396円
生活援助		
45分以上	2,246円	225円
通院等のための乗車 または降車の介助	990円	99円

ご注意ください

本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、サービスの対象外です。

- 本人が使う部屋以外の清掃
- ペットの世話
- 預金の引き出し預け入れ
- 本人以外の人の物の洗濯
- 草むしり
- 家具の移動や修繕
- 来客の応対
- 模様替え
- 留守番 など